

様式第2号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

さぬき市長



小規模事業者経営改善資金利子補給金交付決定及び交付額確定通知書

年 月 日付けで申請のあった小規模事業者経営改善資金融資に係る利子補給金の交付については、次のとおり決定し、交付額を確定しましたので、さぬき市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱第8条第1項の規定により通知し、条件を付けて当該利子補給金を交付します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 交付の条件
 - (1) 次のアからウまでのいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消し、又は既に交付した利子補給金の返還を求めます。
 - ア 偽りその他不正な手段により利子補給金の交付決定を受け、又は利子補給金の交付を受けたとき。
 - イ さぬき市補助金等交付規則又はさぬき市小規模事業者経営改善資金利子補給金交付要綱の規定に違反したとき。
 - ウ ア及びイに定めるもののほか、市長の指示に従わなかったとき。
 - (2) 利子補給金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び関係書類を利子補給金の交付を受けた年度終了後5年間保存してください。
 - (3) 市長が必要があると認めるときは、関係職員に書類等の検査をさせることがあります。